

# 人材認定等事業に係る事業登録制度について

## 1. 事業登録制度とは

### (1) 事業登録制度の概要

現在、環境保全活動や環境教育の現場では、指導者の不足、教育現場と環境教育の指導者のマッチングの欠如等の課題があります。この課題を解決する上で、環境保全に関する指導者を育成又は認定している事業について国民に対して積極的に情報提供していくことが重要と考えられます。

そこで、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第11条第1項において、「環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業（人材認定等事業）」の国の登録制度が設けられました。

この制度は、人材認定等事業を行っている事業者の申請により、一定の基準を満たした事業について主務大臣が登録するものです。登録された事業については、国が、国民に対して積極的に情報提供することとしています。主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の5大臣です。

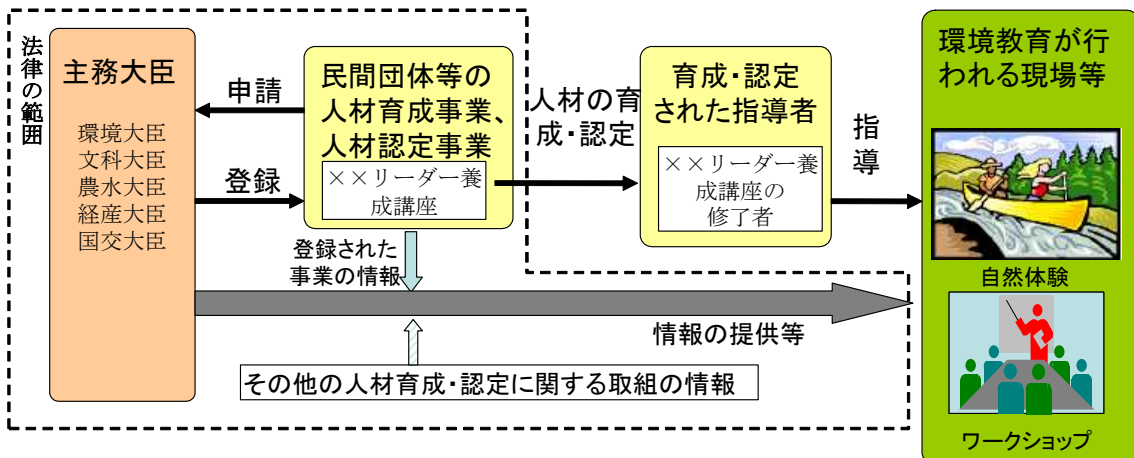
#### <関連法令>

◆環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）（以下「環境教育等促進法」という。）

第11条～第16条、第26条～第28条

◆人材認定等事業に係る登録に関する省令（平成16年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）（以下「省令」という。）

≪人材認定等事業の事業登録制度の概要図≫



## (2) 間違いやすい点、留意点について

この登録制度の対象となる人材認定等事業とは、「環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業」と定義されています。


一言で言えば、環境の保全に関する「指導者を育成する事業」又は「指導者を認定する事業」ということになります。したがって、


- ・各指導者個人を登録するものではありません。事業を登録するものです。
- ・環境の保全に関する講習会などを行っている事業でも、指導者の育成をしていない事業は対象となりません。

また、登録を受けることができる者は、「人材認定等事業であって主務省令で定めるものを行う国民、民間団体等」とされており、国や地方公共団体が行う事業は対象となりません。

すでに、人材認定等事業に該当する事業については様々な主体により実施されているところですが、当制度による登録を受けなければ事業が実施できないというものではありません。本制度による登録を受けなくても、今までどおり事業を実施することができます。

以下この登録制度について説明します。関連する法令の条文については、以下のような枠で囲って記載しています。

・・・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の条文

・・・「人材認定等事業に係る登録に関する省令」の条文  
(法律の細則を定めているものです。)

## 2. 登録基準等

人材認定等事業には、環境の保全に関する指導者等を育成する事業と認定する事業がありますが、この制度では、育成に係る事業を「育成事業」、認定に係る事業を「認定事業」と呼ぶこととしています。

### (1) 登録の対象となる事業

省令において、以下のことが規定されています。

#### ① 育成事業

講習又は研修を行うものであること。

#### ② 認定事業

書面審査、口述審査又は実地審査を行うものであること。

### ③共通的な事項

営利を目的とするものでない事業であること。

#### 【環境教育等促進法】

(人材認定等事業の登録)

第11条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業（以下「人材認定等事業」という。）であって主務省令で定めるものを行う企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。）は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。

#### 【省令】

(人材認定等事業)

第1条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項の主務省令で定める人材認定等事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 人材認定等事業のうち育成に係る事業（以下「育成事業」という。）にあつては講習又は研修（以下「講習等」という。）を、人材認定等事業のうち認定に係る事業（以下「認定事業」という。）にあつては書面審査、口述審査又は実地審査（以下「審査」という。）を行うものであること。

二 営利を目的とするものでないこと。

#### 〔説明〕

対象となる育成事業は、「講習又は研修」を行うものであると規定されています。また、認定事業については、審査を行うものであると規定されています。書面審査の例としては、筆記試験、履歴書等による審査、口述審査の例としては、面接等の問答による審査、実地審査の例としては実地における指導や実技の審査などが挙げられます。

また、これらの要件は、申請される事業に関する要件であつて、申請者に関する要件ではありません。したがって、「営利を目的とするものでないこと。」についても当該事業に関する要件であり、株式会社等の営利企業からの申請を排除するものではありません。この要件は、過大な収益が見込まれている事業など、専ら営利を目的とする事業については、自ら広報努力を行えば良く、国による情報提供の必要性が薄いことから登録対象とはしないこととするものです。したがって、事業に関する会計を他の事業と区分する等して、当該事業について営利目的ではないことを示すことにより登録は可能です。

#### (2) 欠格条項（登録申請できない者）

環境教育等促進法に規定された罰則の適用を受けた者、登録を取り消された者等については、一定期間登録の申請をすることができません。

【環境教育等促進法】

第11条

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。
- 一 第26条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 二 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - 三 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

(3) 登録基準

事業登録のためには、環境教育等促進法第11条第4項及びこれに基づいて省令で規定された登録基準を満たす必要があります。

【環境教育等促進法】

第11条

- 4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。
- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
  - 二 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定を適正かつ確実に行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

[説明]

第一号については、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月24日閣議決定）に照らして適切かどうかということについて規定しています。第二号については、具体的には以下のように省令で定められています。

【省令】

省 令	説 明
(登録基準) 第四条 法第11条第4項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。	
一 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料の額が当該人材認定等事業の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。	一 「人材認定等事業の適性な実施に要する費用」には、講師の謝金、教材開発、場所確保のための費用、人件費、広報費、その他雑務費等当該事業を実施する上で必要な費用を指す。

二 登録の申請に係る人材認定等事業の内容に応じ、講習等又は審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。

二 講習等又は審査に安全の確保が必要な場合（屋外での活動が伴う場合、屋内であっても化学実験を行うような場合）には、以下に掲げるような安全の確保のための措置が講ぜられていることが必要である。

①危険予測、危険回避

危険な場所に近寄らない等危険状態に陥らないようにすること。

②応急対応

危険な状態に陥った際には、その応急対応処置や当局への連絡等の危険に対する管理ができること。このとき、内容に応じて参加者の保険への加入を義務づけることも有効な方法と考えられる。

(例)

森林における自然観察を例にすると、以下のような措置が考えられる。

- 森林における危険の発生要因（崖、昆虫、野生動物、自然現象等）の把握（把握すべき事項を認識しているか、現場の事前調査実施するかなど）
- 危険要因による危険の予防に関する措置（受講者への周知やレクチャーなど）
- 関係機関への連絡体制の整備
- けが人への応急救急のための道具の確保
- 応急救急の基本的な知識・技能を有していること

三 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。

ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業にお

三 個人による申請の場合、申請者本人が、申請した事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。

ロ 法人等による申請の場合、団体内部に、申請した事業において3年以上講

いて3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が1人以上含まれていること。

ハ 当該育成事業に係る講習等が、当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。

講習等の業務に従事した経験を有している者が1人以上いること。

ハ 講習等は以下のいずれかを満たすことが必要。

①申請した事業において、3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者（イ又ロに該当する者）が講師を務めること。

②①と同等以上の知識及び技能を有する者が講師を務めること。例えば、「類似の事業において3年以上の経験」を有する者が考えられます。

③①又は②以外の者が講師を務める場合、講師は、①又は②の者の指導の下に講習等を行うこと。「指導の下」とは、以下のようなことが想定される。

- ・①又は②の者が講習に同席し、③の講師に対して必要な助言等を行いつつ講習等が行われること。
- ・講習等に先立ち、①又は②の者が、③の講師に対して指導方法等に関するレクチャーを行うこと。
- ・当該講習等を①又は②の者が取り仕切るが、グループごとに分かれた場合における講師を③の者が務めること。

ニ 当該育成事業に係る講習等は、当該育成事業の内容に応じ、次に掲げる事項を含むものであること。

(1) 環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能に関する事項

ニ

(1) 例えば以下のような事項が考えられる。

- ・受講者が理解しやすいような教え方についての知識又は技能に関すること。
- ・受講者の理解度に応じた指導についての知識又は技能に関すること。
- ・受講者の関心を引きつけ、気づきを促す指導についての知識又は技能に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者等の雰囲気や和ませるための活動（アイスブレイキング）、楽しい講習など受講者が参加しやすくする手法についての知識又は技能に関すること。</li> </ul>
<p>(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項</p>	<p>(2) 例えば以下のような事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①危険予測方法、危険回避方法 危険な場所に近寄らない等危険状態に陥らないようにすること。</li> <li>②応急対応の方法 危険な状態に陥った際には、その応急対応処置や当局への連絡等の危険に対する管理ができること。</li> </ul>
<p>ホ 直近の3事業年度の各事業年度において当該育成事業に係る講習等を受けた者が5人以上であること。</p>	
<p>四 登録の申請に係る認定事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p>	<p>四</p>
<p>イ 当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。</p>	<p>イ 審査方法及び審査基準を明文化して、明確にしておくこと。</p>
<p>ロ 当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、次に掲げる基準を含むものであること。</p>	<p>ロ 申請される事業の内容に応じて、審査基準に以下の事項が含まれていること。</p>
<p>(1) 環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能の水準に関する基準</p>	<p>(1) 指導方法等、教えるための知識又は技能に関する水準</p>
<p>(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準</p>	<p>(2) 育成される者が指導における安全確保のために必要な知識又は技能に関する水準</p>
<p>ハ 直近の3事業年度の各事業年度において当該認定事業に係る審査を行っていること。</p>	<p>(指導に必要な知識又は技能、指導の安全な実施に必要な知識又は技能の例は、上記三の説明を参照のこと)</p>

### 3. 登録の手続

登録を受けようとする方は、別紙の窓口のいずれかに、申請に必要な書類を添付して提出します（申請書の記入例等については、資料「人材認定等事業に係る登録の申請要領」（環境省ホームページに掲載）を参照してください。）。

#### 【環境教育等促進法】

##### 第11条

- 2 前項の登録（以下この条及び第13条から第15条までにおいて単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
  - 二 人材認定等事業の内容
  - 三 その他主務省令で定める事項
- 5 主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 6 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が第四4項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

#### 【省令】

（登録の申請）

第2条 法第11条第1項の登録の申請をしようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

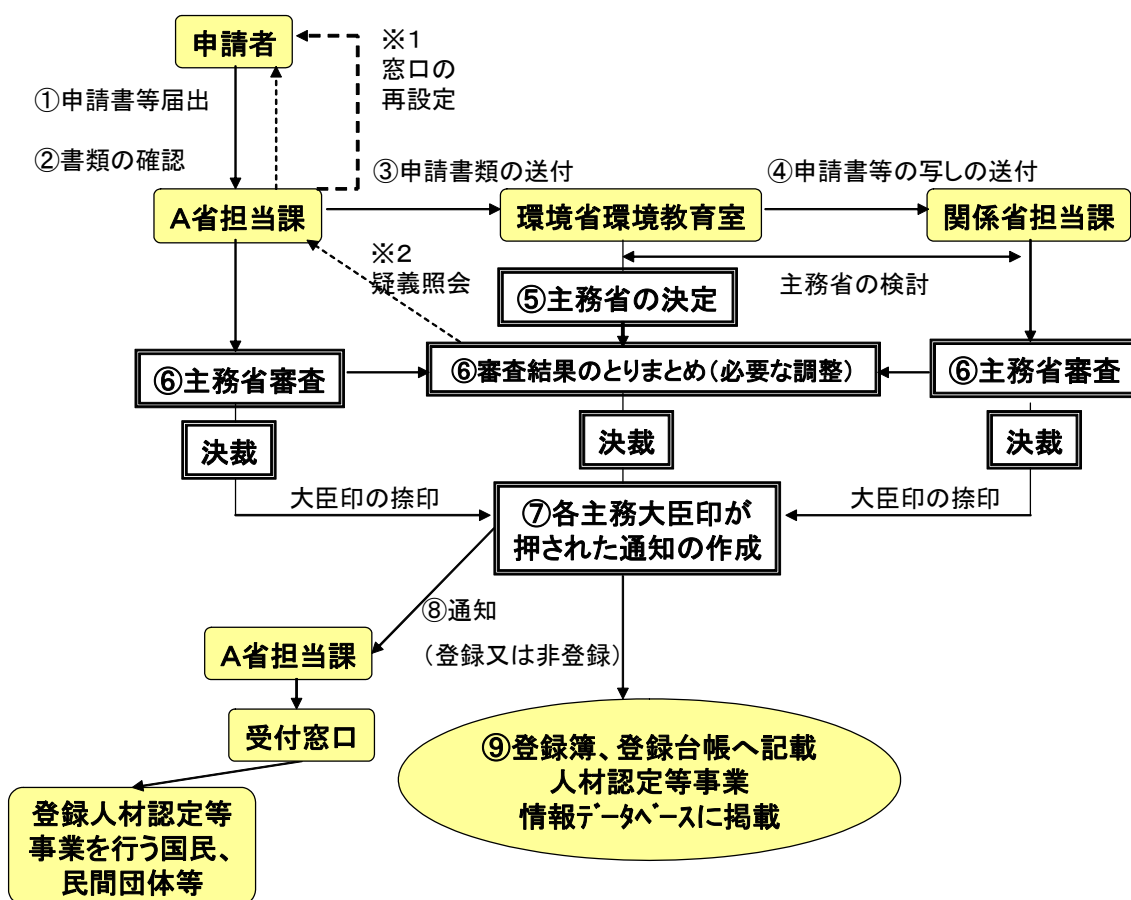
- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
- 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記簿事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 三 申請者が法第11条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 直近の3事業年度の各事業年度における登録の申請に係る人材認定等事業の実績を記載した書類
- 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 六 次に掲げる事項を記載した書類
  - イ 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料に関する事項
  - ロ 育成事業については、講習等の講師の氏名、職業及び略歴並びに講習等の受講定員に関する事項

（申請書の記載事項）

第3条 法第11条第2項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 人材認定等事業の名称
- 二 人材認定等事業の行われる場所
- 三 人材認定等事業の対象となる者の範囲

申請された事業の処理の流れは以下の図に示すとおりです。



[説明]

- ①申請者は、別紙の窓口に届け出ます（別紙の窓口のうち、いずれの窓口に届け出ることができますが、できるだけ当該事業の内容に最も関係が深い行政分野を所掌していると考えられる大臣に届け出ることが望ましい）。  
また、自己チェックシートに記入して必要な事項が記載されていることを確認し申請書、添付書類とともに提出してください（申請書、添付書類の記載方法については、別途「人材認定等事業に係る登録の申請要領」を参照。）。
- ②受付窓口において、申請書類がそろっているか、必要な事項が記入されているかなどチェックを受けます。必要に応じて書類の補正等をお願いします。
- ③提出された書類は、申請書を受け付けた部局から環境省環境教育推進室に転送されます。
- ④環境省環境教育推進室からその他の関係省（文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省のうち受付した省以外の省）に書類を送付します。
- ⑤申請書をもとに当該申請事業の内容に応じて、当該申請事業の主務大臣が決定されます。

- ⑥主務省において、登録基準に適合しているかを審査します。各主務省の審査結果は、環境省環境教育推進室が取りまとめます。
- ⑦申請した窓口を経由して、登録通知（登録基準に不適合の場合は、その旨の通知）が申請者に送付されます。
- ⑧登録された事業については、ホームページに掲載するなどして、国民に広く周知されます。

- ※1 申請書を提出した窓口の省が当該事業の主務省にならなかった場合、申請書を提出した省以外の省と登録通知などの連絡をお願いすることになります。
- ※2 主務省による審査で追加的な情報が必要な場合などにおいて受付窓口を経由して申請者に問い合わせをすることがあります。

なお、不正な手段等により登録を受けた者は、この法律の規定により罰せられます。

#### 4. 登録後に必要な手続等

##### (1) 変更届、廃止届

登録された事業者（以下「登録民間団体等」という。）は、登録を受けた際に提出した申請書（様式第1）の記載事項に変更があったとき、主務大臣に届け出をしていただくこととなります。

#### 【環境教育等促進法】

##### 第11条

7 登録を受けた人材認定等事業（以下「登録人材認定等事業」という。）を行う民間の団体等（以下「登録民間団体等」という。）は、第2項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

#### 【省令】

##### (変更等の届出)

第5条 法第11条第7項の規定による届出は、同条第2項各号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第2、登録人材認定等事業の廃止に係る場合にあつては様式第3による届出書によってしなければならない。

#### [説明]

以下の事項を変更した際に、様式第2に必要事項を記載の上届け出ます。

- ① 氏名又は名称及び住所。法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- ② 人材認定等事業の内容

③ その他主務省令で定める事項

- ・ 人材認定等事業の名称
- ・ 人材認定等事業の行われる場所
- ・ 人材認定等事業の対象となる者の範囲

各事項について変更した場合は、省令の様式第2に必要事項を記載して、遅滞なく主務大臣に届け出をしていただきます。

また、登録された事業（登録人材認定等事業）を廃止することとした場合も、省令の様式第3に必要事項を記載して、遅滞なく主務大臣に届け出をしていただきます。

(2) 報告、助言等

主務大臣は、登録民間団体等の事業の実施が適正でないと判断した場合等において、登録民間団体等に対して報告を求めること又は資料の提出を求めることができることとされています。

また、主務大臣は、登録民間団体等に対して事業の適性な運営を図るために必要な助言をすることができることとされています。

【環境教育等促進法】

(報告、助言等)

第12条 主務大臣は、登録民間団体等に対し、その実施する登録人材認定等事業に関し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(3) 毎年の事業の実施状況等に関する情報提供の協力のお願い

この登録制度は、主務大臣が登録された事業について広く国民に周知していくために設けられたものですので、利用しやすい情報を提供するため、その情報の内容を可能な限り新しいものとする必要があります。そのため、登録民間団体等には、毎年度の事業の実施状況等に関する情報提供をお願いし、提供いただいた情報を広く周知することとしています。可能な限り新しく、かつ、正しい情報を国民の皆様提供するという趣旨から、毎年登録民間団体等に対して情報提供の協力をお願いするものです。

5. 登録の取消等

(1) 表示の制限

人材認定等事業であっても登録を受けていないのに、登録を受けた事業であ

ると誤認されるような表示をしてはいけません。

この制限措置に違反した者は、この法律の規定により罰せられます。

#### 【環境教育等促進法】

(表示の制限)

第13条 人材認定等事業を行う者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行う者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

#### (2) 登録の取消

環境保全活動・環境教育推進法第14条各号に規定する内容に該当した場合は、登録を取り消されることがあります。

#### 【環境教育等促進法】

(登録の取消し)

第14条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- 一 登録人材認定等事業が、第11条第4項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- 二 登録民間団体等が、第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 登録民間団体等が、第12条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 四 登録民間団体等が、偽りその他の不正の手段により登録を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

## 6. 罰則

次の者は、30万円以下の罰金に処されます。

- ・偽りその他の不正な手段により登録を受けた者
- ・環境保全活動・環境教育推進法第12条に基づく報告・資料提出(4(2)に記載)を拒んだ者
- ・環境保全活動・環境教育推進法第12条に基づく報告・資料提出(4(2)に記載)について、虚偽の報告・資料提出を行った者

次の者は、10万円以下の過料に処されます。

- ・環境保全活動・環境教育推進法第11条第7項に基づく変更の届出(4(1)に記載)をしなかった者

- ・環境保全活動・環境教育推進法第11条第7項に基づく変更の届出（4（1）に記載）について、虚偽の届出をした者
- ・環境保全活動・環境教育推進法第13条に基づく表示の制限（5（1）に記載）について違反した者

**【環境教育等促進法】**

（罰則）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第11条第1項の登録を受けた者
- 二 第12条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一 第11条第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第13条の規定に違反した者

主務省	受付窓口	〒	住所	電話	ファックス
環境省	本省 (総合環境政策局環境経済課環境教育推進室)	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3581-3351 内線 (6273)	03-3580-9568
文部科学省	本省 (生涯学習政策局男女共同参画学習課)	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111 内線 (3268)	03-6734-3718
農林水産省	本省 (農村振興局農村計画課)	100-8950	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2203	03-3501-9580
経済産業省	本省 (産業技術環境局環境政策課環境調和推進室)	100-8901	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-9271	03-3501-7697
国土交通省	本省 (総合政策局環境政策課)	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03- 5253-8111 (内線 : 24425)	03-5253-1550

<p>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）（抜粋）</p>	<p>人材認定等事業に係る登録に関する省令（主務省令） （平成16年文部科学、農林水産、経済産業、国土交通、環境省令第1号） 最終改正：平成二十三年十月二十一日文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号</p>
<p>(人材認定等事業の登録) 第11条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業（以下「人材認定等事業」という。）であって<b>主務省令で定めるもの</b>を行う企業、大学の設置者その他の事業者、<u>国民及びこれらの者の組織する民間の団体</u>（第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。）は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。</p>	<p>(人材認定等事業) 第1条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項の主務省令で定める人材認定等事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 人材認定等事業のうち育成に係る事業（以下「育成事業」という。）にあつては講習又は研修（以下「講習等」という。）を、人材認定等事業のうち認定に係る事業（以下「認定事業」という。）にあつては書面審査、口述審査又は実地審査（以下「審査」という。）を行うものであること。 二 営利を目的とするものでないこと。</p>
<p>2 前項の登録（以下この条及び第13条から第15条までにおいて単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 二 人材認定等事業の内容 三 その他主務省令で定める事項</p>	<p>(登録の申請) 第2条 法第11条第1項の登録の申請をしようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し） 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記簿事項証明書又はこれらに準ずるもの 三 申請者が法第11条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書面 四 直近の3事業年度の各事業年度における登録の申請に係る人材認定等事業の実績を記載した書類 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 六 次に掲げる事項を記載した書類 イ 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料に関する事項 ロ 育成事業については、講習等の講師の氏名、職業及び略歴並びに講習等の受講定員に関する事項</p> <p>(申請書の記載事項) 第3条 法第11条第2項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 人材認定等事業の名称 二 人材認定等事業の行われる場所</p>

<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。</p> <p>一 第26条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>二 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>三 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>三 人材認定等事業の対象となる者の範囲</p>
<p>4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>二 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定を適正かつ確実に行うに足りるものとして<u>主務省令で定める基準</u>に適合するものであること。</p>	<p>(登録基準)</p> <p>第4条 法第11条第4項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料の額が当該人材認定等事業の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。</p> <p>二 登録の申請に係る人材認定等事業の内容に応じ、講習等又は審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。</p> <p>三 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。</p> <p>ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が1人以上含まれていること。</p> <p>ハ 当該育成事業に係る講習等が、当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p> <p>ニ 当該育成事業に係る講習等は、当該育成事業の内容に応じ、次に掲げる事項を含むものであること。</p> <p>(1) 環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能に関する事項</p> <p>(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項</p> <p>ホ 直近の3事業年度の各事業年度において当該育成事業に係る講習等を受けた者が5人以上であること。</p> <p>四 登録の申請に係る認定事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。</p> <p>ロ 当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、次に掲げる基準を含むものであること。</p>

	<p>(1) 環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能の水準に関する基準</p> <p>(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準</p> <p>ハ 直近の3事業年度の各事業年度において当該認定事業に係る審査を行っていること。</p>
5 主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。	
6 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が第四項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。	
7 登録を受けた人材認定等事業（以下「登録人材認定等事業」という。）を行う民間の団体等（以下「登録民間団体等」という。）は、第2項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	<p>(変更等の届出)</p> <p>第5条 法第11条第7項の規定による届出は、同条第2項各号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第2、登録人材認定等事業の廃止に係る場合にあつては様式第3による届出書によってしなければならない。</p>
8 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。	
<p>(報告、助言等)</p> <p>第12条 主務大臣は、登録民間団体等に対し、その実施する登録人材認定等事業に関し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。</p>	
<p>(表示の制限)</p> <p>第13条 人材認定等事業を行う者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行う者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。</p>	
<p>(登録の取消し)</p> <p>第14条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。</p> <p>一 登録人材認定等事業が、第11条第4項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。</p> <p>二 登録民間団体等が、第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 登録民間団体等が、第12条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p>	

四 登録民間団体等が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。	
2 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。	
(主務省令への委任) 第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。	
(都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等) 第16条 主務大臣は、都道府県又は市町村が環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
(人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等) 第17条 主務大臣は、民間の団体等が行う環境の保全に関する自在の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。	
(人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上) 第18条 主務大臣は、環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等の作成、提供等を行う国民、民間団体等の求めに応じ、必要な助言を行うよう努めるものとする。	
2 主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。	
(主務大臣等) 第25条 この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。 2 この法律における主務省令は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。	
(罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 偽りその他不正の手段により第11条第1項の登録を受けた者 二 第12条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	

<p>第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p>	
<p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。  一 第11条第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  二 第13条の規定に違反した者</p>	
<p>附 則  (施行期日)  1 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第11条から第16条まで及び第26条から第28条までの規定は、平成16年10月1日から施行する。  (検討)  2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  附 則 (平成二三年六月一五日法律第六七号) 抄  (施行期日)  第1条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定(同条第一項中「国民、民間団体等」を「企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。)」に改める部分及び同条第七項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める部分を除く。)、第二十条の改正規定、第二十条の次に九条及び節名を加える改正規定(節名を加える部分を除く。)、第二十一条の次に五条を加える改正規定(第二十一条の二及び第二十一条の三を加える部分を除く。)、第二十五条の改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。  (検討)  第2条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  2 学校教育における環境教育については、新法の目的を踏まえ、この法律の施行後における学校教育における環境教育の実施状況等を勘案し、教育職員を志望する者の育成の在り方を含め、環境教育の充実のための措置について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。</p>	<p>附 則  この省令は、平成16年10月1日から施行する。  附 則  (平成17年3月4日文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)  この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。</p>